

仙台市立岩切小学校

新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（保護者用）

<目次>

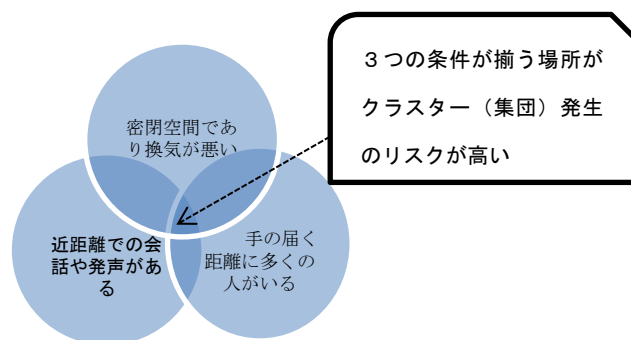
- 1 ガイドラインの趣旨
  - 2 保健管理等に関すること
  - 3 心のケア等に関すること
  - 4 学習指導等に関すること
  - 5 学校給食に関すること
  - 6 清掃活動に関すること
  - 7 その他
- \* 参考資料



## 1 ガイドラインの趣旨

学校の再開に当たり、次の3点を重点的に取り組みます。

- 1 3つの密が重なる場を徹底的に避ける
- 2 他学級・他学年との接触の機会を可能な限り回避する
- 3 学級単位での教育活動を基本とする



さらに、以下の点に留意して取り組みます。

- 手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策
- 学校医や学校薬剤師と連携した校内保健管理体制の整備
- 教育委員会、各職員間、保護者との連絡体制の確認
- 感染接触者等に対するいじめや差別的な言動防止の指導及び対応

## 2 保健管理等に関すること

### (1) 感染症対策

ア健康観察について

#### ①家庭では

- ・毎朝、必ず、登校前に検温し、検温カードに記入し、押印またはサインしてください。かぜ気味等、体調の様子も記入してください。児童は、記入したカードを持参し、登校後、担任に提出します。
- ・発熱（37.5℃以上）やかぜの症状（頭痛、咳、のどの痛み、だるさ、息苦しい等、味覚や嗅覚の異常がある場合は、速やかに保護者様に連絡します。（出席停止の確認）

#### ②学校では

〔登校時 昇降口〕

- ・昇降口内ホールにおいて、低・中・高学年毎に検温デスクを設け、家庭で未検温の児童の検温を行います。非接触型体温計で検温し、記録用紙に体温を記入し、児童に渡します。  
\*検温は登校時教室に入る前に行います。
- ・発熱（37.5℃以上）のみられた児童は、保健室に待機させます。
- ・発熱がみられない児童は、教室に入室します。

[各学級教室等]

- ・学級担任等は、朝の健康観察時に体温カードを確認します。
- ・授業毎に児童の様子を確認し、健康状態を把握します。
- ・発熱やかぜの症状がある場合は、学級担任等大人が児童を保健室に連れていきます。  
保護者様に連絡し、来校してもらい、受診または家庭で休養してもらいます。

[保健室]

- ・発熱がみられる児童が来室した場合は、カーテンで仕切り対応します。

イ 基本的な感染症対策について

①手洗い、咳エチケットを徹底します。

②通常、マスクを着用します。(ランドセルの中に予備1枚常備してください。)

③「正しい手の洗い方」「咳エチケット」「人との十分な距離」等の掲示と学級指導を適時行います。

④手洗い(学校での感染症対策の基本は、手洗いです。)

- ・登校後、外から教室に入る時(休み時間、体育、屋外での学習後)、トイレの後、給食の前後、清掃後には、必ず流水と石けんで手を洗います。
- ・ハンカチ、ティッシュは必ず持たせてください。(ランドセルの中に予備1セット常備)

⑤手指消毒(アルコール消毒薬)

- ・各学年、ひまわり学級に1つずつ配当します。
- ・使用対象者は、けが等で流水の手洗いができない児童、特に家庭の希望がある児童、来校した各学年の保護者様とします。  
特にお子様の使用希望がある場合は、担任までお知らせください。
- ・アルコール消毒液の持ち込みは、安全性や管理の面からご遠慮ください。

(2) 学校の間設

①手洗い場

- ・間隔整列テープを床に貼ります。(1M×2本)
- ・使用トイレの手洗い場に加えて、特別教室の洗い場も利用します。

すくすくR	ひまわり学級	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1多前	学級内 手洗い場	生活科室	2多前	2F 図工室	家庭科室 1	3F 図工室	家庭科室 2
	1多前				3多前		

## ②使用トイレ

校内の全てのトイレを分散して使用します。学級毎に使用場所の指定をしています。

## (3) 換気の徹底

### ①常時換気

②窓，出入り口の扉を対角線上に2か所開け，空気の流れを作ります。

③気温が低い場合は衣類や暖房で調節します。

④冷房エアコンに換気機能はないため，冷房使用時も換気を行います。

⑤休み時間は，広く窓や扉を開けます。(5～10分程度)

⑥換気扇がある場合は常時使用します。

⑦体育館や多目的室のような広く，また天井の高い部屋でも，扉や窓を開け換気を行います。

## (4) 人と人との距離の確保

①一人一人の座席を離して配置し，児童同士の距離をできるだけ確保します。

②人と人との距離は，「両手を伸ばした長さ」または2M程度とします。

③身体的接触を避けます。(ハイタッチ，握手等)

## (5) 校内の消毒

①放課後，使用教室，使用特別教室，水道，トイレ等の共用部分を使用学年の職員で行います。

ドアノブ，扉引き手，手すり，蛇口，スイッチ，流水レバー，ボタン，便器ふた等の共用部分

②次亜塩素酸による消毒を行います。

③発熱による欠席者があるときは，さらに細部を消毒します。(ノロウイルス感染症対策と同様)

## 3 心のケア等に関すること

(1) 健康観察や授業時間，給食時間，休み時間等に不安や恐れなど心理的ストレスを抱えていないか，児童の心と体の状況をよく観察します。

(2) 学校再開後に行う「気持ち調査」の記入内容に留意し，適切に対応します。

(3) 児童に異状が見られたときは，必要に応じ，保健室に来室させます。

(4) 学年スタッフ，養護教諭，児童支援教諭，特別支援CN，不登校CN，教頭，スクールカウンセラー等と連携し，手立てを検討します。

(5) 保護者様と連携を図って対応します。

#### 4 学習指導等に関すること

- (1) 感染症対策を講じてもおお感染の可能性が高いため、実施することができない学習活動
- \* 当分の間（夏休み終了後まで）行いません。以降はその時点で社会的状況を鑑みて検討します。
- ①音楽科：歌唱指導（歌わない）、身体の接触を伴う活動
- \* 鍵盤ハーモニカ、リコーダー等の器楽指導は行います。
- ②家庭科：調理実習、裁縫実習（ミシンの学習）
- ③体育科：密集する運動、近距離で組み合ったり接触したりする運動
- ④長時間活動するグループ学習
- ⑤密集して長時間活動する学校行事
- ⑥外国語・外国語活動：身体的接触を伴う活動
- (2) 指導順序の変更（例：2学期後半に変更）や教師による事前・事後指導と家庭における学習の組み合わせによる指導計画の立案・見直しも検討します。（例：家庭科の調理実習、洗濯実習等）
- (3) 共用の教材、教具、情報機器の使用時は、それらに触る前後で手洗いを徹底します。
- \* 教材・教具、情報機器の消毒は適時行います。
- (4) 各教科等共通の工夫の留意点
- ①話し合い活動等を行う場合は、座席を移動させず、児童の座席の位置からの意見交換や学び合い活動とします。
  - ②各自の意見の交流については、ホワイトボードやICT機器を使用して行うなどの工夫をします。
  - ③練習問題の答え合わせなどでは、教師が机間指導をして丸付けしたり、順番に少人数を教師のところに呼んで丸を付けたりします。
  - ④児童の意見交流や認め合いの場面では、付箋やミニカードに書いて掲示し、共有する工夫も考えます。
- (5) 体育の授業に関する留意点
- ①マスクは着用しません。教師は原則として着用しますが、身体へのリスクがあるときは外します。マスクを外している場合は、人と人の距離は2M以上確保します。
  - ②長期休業の影響で運動不足のため、準備運動を十分に行います。
  - ③個人や少人数で行う運動を行います。  
走の運動のときは、一人一人距離を取って走ります。（2M程度）
  - ④体育館使用時は2～3学級。長時間の学年全体使用はなるべく避けます。  
扉を広く開け、常時換気を行います。
  - ⑤密接に集合、整列する場面を避け、授業後に手洗いを行います。
  - ⑥見学児童は、当分の間、保健室ではなく職員室で過ごします。
  - ⑦令和2年度は水泳、水遊び学習は行いません。

(6) 図書館の運営に関して

\*市民図書館の運営に準じます。市民図書館の開館、貸出再開時期を参考にします。

- ①貸出、読書利用は当分の間行いません。
- ②学級文庫の共有も当分の間行いません。自宅から持参します。持参した本は貸し借りしません。
- ③閉館はせず、学習室としての利用は可とします。
- ④貸出・返却作業を行う場合は、教師または図書事務員が行います。

## 5 学校給食に関すること

(1) 手洗い

- ①給食時は配膳前と下膳後に手を洗います。
- ②給食当番は配膳室の下膳後に手を洗います。

(2) 配膳

- ①児童が当番作業を行います。
- ②給食台から遠い列から給食をもらう等、なるべく接触を避ける移動の仕方をします。
- ③一度配膳したおかずは食缶へ戻しません。

(3) 下膳

- ①各自マスクを着用します。
- ②自分の食器は自分で下膳します。給食当番は下膳時、給食台に並んでサポートしません。
- ③各階の本校舎の配膳室へ下膳します。

(4) 牛乳パックの片付け

- ①ストローを中に押し込み、各クラスでゴミ袋に入れて各階配膳室へ持っていきます。
- ②飲み残しは、担任が昼休み中に1階配膳室に片付け・廃棄します。

(5) ランチョンマットとおしぼりを持参します。

(6) 食事中

- ①前向き（同じ方向）、しゃべらずに食べます。
- ②外したマスクは、内側が中になるように二つに折って、各自の給食袋に入れておきます。
- ③食べられなければ残し、下膳のとき、児童が自分で食缶へ戻します。

(7) 担任はエプロン、マスクを必ず着用します。

(8) おかわりは担任が管理し、分けます。

## 6 清掃活動に関すること

(1) 学校再開後1か月間は職員が簡単清掃を行います。

①教室と教室前廊下（毎日）

- ・2～6年生は、下校時に自分の椅子を机の上に上げます。
- ・ごみ捨ては、担任（大人）が行います。

(2) トイレ清掃

- ・当分の間（夏休み終了後まで）職員が清掃します。

(3) 三密を避けた清掃の仕方については、児童による清掃が再開される時点で計画します。

## 7 その他

(1) 学校行事の実施については、学校だよりや学年だより等で、開催の可否をお知らせします。

(2) 朝の外遊びについて

①行いません。

(3) 休み時間の外遊び

①上・下学年の分担計画により実施します。

②外遊びの後は、必ず手洗いを行います。

③基本的にマスクを着用します。暑くて熱中症等のリスクがあるときは外します。

④遊具遊び、鬼遊び、一人なわとび等を推奨し、ドッジボール、ドッチビーは当分の間行いません。

⑤近距離で飛沫を飛ばさないように留意させます。

(4) 水筒の持参

①通年とします。

②中身は水またはお茶です。

### \*参考資料

- ・文部科学省「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A（5月13日時点）」
- ・文部科学省「新型コロナウイルス感染症に関する指導資料」
- ・仙台市教育委員会「新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒への心のケアについて」
- ・仙台市立幸町南小学校「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（保護者用）」